

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの保有する個人情報の保護に関する規程

令和5年4月1日

（目的）

第1条 この規程は、デジタル社会の進展に伴い地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「当法人」という。）において個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、当法人における個人情報の取扱いに関する基本的事項及び行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）の提供に関する事項を定めることにより、当法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 当法人における個人情報の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条、第16条及び第60条の定めるところによる。

（総括保護管理者）

第3条 法人本部に総括保護管理者を置き、本部長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、当法人における個人情報の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第4条 法人本部、市民病院及びせのお病院（以下「各病院等」という。）に保護管理者を置き、法人本部においては事務局長、市民病院においては院長、せのお病院においては院長をもって充てる。

2 保護管理者は、各病院等における個人情報の適切な管理を確保するとともに、個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護副管理者）

第5条 各病院等に保護副管理者を置き、法人本部においては企画運営課長、市民病院においては総務課長、せのお病院においては事務長をもって充てる。

2 保護副管理者は、保護管理者を補佐し、各病院等における個人情報の適切な管理を確保する。

（保護担当者）

第6条 個人情報を取り扱う各部署に、保護管理者が指定する保護担当者を一人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各部署における個人情報の管理に関する事務を担当する。

（個人情報保護担当部署）

第7条 各病院に個人情報保護担当部署を置き、法人本部においては企画運営課、市民病院においては総務課、せのお病院においては事務部をもって充てる。

2 個人情報保護担当部署は、保護管理者、保護副管理者及び保護担当者を補佐し、各病院等における個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第8条 法人本部に監査責任者を置き、法人本部参事をもって充てる。

2 監査責任者は、当法人における個人情報の管理の状況を監査する事務を担当する。

(個人情報管理委員会)

第9条 総括保護管理者は、当法人における個人情報の管理に係る重要事項の決定及び連絡調整等を行うため、必要があると認めるときは、個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設け、定期又は随時に開催するものとする。

2 委員会の長は、総括保護管理者とする。

3 委員会の委員は、役員及び管理職のうち総括保護管理者が必要と認める者とする。

4 委員会の庶務は、法人本部企画運営課において行う。

5 前各項に規定するほか、委員会に関し必要な事項は、総括保護管理者が別に定める。

(教育研修)

第10条 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報の取扱いに従事する職員に対し、個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護副管理者並びに保護担当者に対し、各病院等における個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、各病院等の職員に対し、個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

(職員の責務)

第11条 職員は、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者、保護副管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報を取り扱うものとする。

2 職員は、業務として個人情報の保有を新たに開始しようとするときは、法第74条第1項第3号から第7号までに掲げる事項及び当該個人情報の管理方法について、あらかじめ保護担当者を通じて保護管理者の承認を得るものとする。ただし、緊急の必要があり、あらかじめ承認を得ることができない場合を除く。

3 前項ただし書に該当する場合は、事後に保護担当者を通じて保護管理者の承認を得るものとする。

4 前2項の規定は、前2項の規定により承認を得た事項を変更する場合に準用する。

(利用目的の特定)

第12条 職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第13条 職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

（不適正な利用の禁止）

第14条 職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第15条 職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 - (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第6条で定める者により公開されている場合
 - (7) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）第9条で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第 16 条 職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第 17 条 職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第 18 条 職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(職員の監督)

第 19 条 保護管理者は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(委託先の監督)

第 20 条 職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(漏えい等の報告等)

第 21 条 総括保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして規則第7条で定めるものが生じたときは、規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、当法人が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、規則第9条で定めるところによ

り、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、保護管理者（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）は、本人に対し、規則第 10 条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（第三者提供の制限）

第 22 条 職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、規則第 11 条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 15 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。
- (1) 第三者への提供を行う場合において、各病院等にあつては各病院等の名称及び住所並びに保護管理者（以下この条、第 25 条第 1 項第 1 号において同じ。）の氏名
 - (2) 第三者への提供の利用目的（利用目的が具体的に分かる内容とすること。）
 - (3) 第三者に提供される個人データの項目（具体的に列挙すること。）
 - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
 - (5) 第三者への提供の方法
 - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する旨
 - (7) 本人の求めを受け付ける方法（例：郵送、メール送信、ホームページ上の指定フォームへの入力 等）
 - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして次に掲げる事項
 - イ 第三者に提供される個人データの更新の方法
 - ロ 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
- 3 保護管理者は、前項第 1 号に掲げる事項に変更があつたとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第 3 号から第 5 号まで、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更

しようとするときはあらかじめ、その旨について、規則第 11 条で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 当法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って委託先に当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って事業の承継先へ個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 保護管理者は、前項第 3 号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第 23 条 保護管理者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第 26 条第 1 項第 2 号において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として規則第 15 条で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて当法人が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして規則第 16 条で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、規則第 17 条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。
- 3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、規則第 18 条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 24 条 保護管理者は、個人データを第三者（法第 16 条第 2 項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条（第 26 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）に提供したときは、規則第 19 条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の規則第 20 条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第 22 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあっては、第 22 条第 1 項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第 21 条で定める期間保存するものとする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 25 条 保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、規則第 22 条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第 22 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、規則第 23 条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の規則第 24 条で定める事項に関する記録を作成するものとする。

3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から規則第 25 条で定める期間保存するものとする。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第 26 条 保護管理者は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第 22 条第 1 項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ規則第 26 条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が当法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、規則第 17 条第 1 項及び第 2 項で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 第 23 条第 3 項の規定は、前項の規定により職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第 3 項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供す」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項までの規定は、第 1 項の規定により職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第 27 条 職員は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして規則第 31 条で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

2 保護管理者は、管下の職員が仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第 3 項において読み替えて準用する第 7 項において同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして規則第 32 条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。

3 職員は、第 13 条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第 11 条第 1 項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱ってはならない。

- 4 仮名加工情報についての第 16 条の規定の適用については、同条第 1 項及び第 3 項中「、本人に通知し、又は公表」とあるのは「公表」と、同条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。
- 5 職員は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めるものとする。
- 6 職員は、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供してはならない。この場合において、第 22 条第 4 項中「前各項」とあるのは「第 27 条第 6 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 5 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第 24 条第 1 項ただし書中「第 22 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか（前条第 1 項の規定による個人データの提供にあつては、第 22 条第 1 項各号のいずれか）」とあり、及び第 25 条第 1 項ただし書中「第 22 条第 1 項各号又は第 4 項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第 22 条第 4 項各号のいずれか」とする。
- 7 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 職員は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則第 33 条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第 12 条第 2 項及び第 21 条までの規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第 28 条 職員は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第 3 項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第 22 条第 4 項及び第 5 項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前各項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、同項第 3 号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第 5 項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。
- 3 第 18 条から第 20 条まで、第 55 条並びに前条第 7 項及び第 8 項の規定は、仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第 18 条中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第 7 項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

（個人情報の提供に係る措置等）

第 29 条 保護管理者は、法の規定に基づき行政機関等以外の者に個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

- 2 保護管理者は、前項に規定する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じるものとする。
- 3 保護管理者は、法の規定に基づき行政機関等に個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前2項に規定する措置を講じるものとする。

(個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第30条 保護管理者は、施行令第21条第1項から第5項で定めるところにより、各病院等で保有している個人情報ファイルについて、それぞれ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他施行令第21条第6項で定める事項を記載した個人情報ファイル簿及び岡山市個人情報保護法施行条例（令和5年3月14日岡山市条例第2号。以下「条例」という。）第3条に定めるところにより同条第1号から第10号に定める事項を記載した条例個人情報ファイル簿（以下「個人情報ファイル簿等」という。）を作成し、また、各病院等にあつては、作成した個人情報ファイル簿を統括保護管理者に送付するとともに公表するものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
 - (1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号掲げる個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして施行令第21条第7項で定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、保護管理者は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿等に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿等に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿等に掲載しないことができる。
- 4 保護管理者は、個人情報ファイル（第2項各号に掲げるもの及び第3項の規定により個人情報ファイル簿等に掲載しないものを除く。以下同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿等を作成するものとする。
- 5 保護管理者は、個人情報ファイル簿等に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿等を修正するものとする。
- 6 保護管理者は、個人情報ファイル簿等に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第74条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除するものとする。
- 7 保護管理者は、前2項の規定により個人情報ファイル簿等を修正又は消除した場合、その旨を統括保護管理者に報告するものとする。

(個人情報ファイル管理簿の作成)

第31条 保護管理者は、個人情報を含む文書ファイルについて、それぞれ次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成するものとする。

- (1) 個人情報ファイルの名称、当該個人情報ファイルの名称を利用する事務を所掌する課室等の名称並びに当該個人情報ファイルの名称の管理責任者、記録媒体の種別及び保管場所
- (2) 個人情報ファイルの利用目的
- (3) 個人情報ファイルに記録される項目及び個人の範囲

- (4) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (6) 当該個人情報ファイルに関して講じている安全管理措置
- (7) 個人情報を当法人以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 当該個人情報ファイルを廃棄する際の廃棄方法
- (9) その他必要と認められる事項

(開示、訂正及び利用停止)

第 32 条 当法人に対し当法人の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求する手続、当該手続を受けて当法人が行う手続等については、条例及び岡山市個人情報保護法施行細則（令和 5 年 3 月 31 日岡山市規則第 34 号。以下「細則」という。）の定めるところによる。ただし、細則第 9 条各項の規定による費用負担に係る事項及び診療情報に関する開示については、当法人の定める規定による。

(アクセス制限)

第 33 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等の内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する職員とその権限の内容を定めるものとする。その権限は当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 アクセス権限を有する職員であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならない。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第 34 条 保護管理者又は保護副管理者は、業務上個人情報を外部電磁的記録媒体に保存することについて必要があると認めたときは、原則として、外部電磁的記録媒体を貸与することとする。

- 2 前項の規定により貸与された外部電磁的記録媒体に個人情報を保存する場合には、パスワードを設定するなど貸与された者以外の者が保存された情報を閲覧できないようにしなければならない。
- 3 職員は、個人情報を当該外部電磁的記録媒体に保存しようとする場合は、第 1 項の規定により貸与を受けた外部電磁的記録媒体を使用することとし、自己の所有する外部電磁的記録媒体を使用してはならない。
- 4 保護管理者又は保護副管理者は、第 1 項の規定により貸与又は前項の規定により使用許可した外部電磁的記録媒体の使用状況を適切に管理する。
- 5 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報を保存する外部電磁的記録媒体について、その所持の有無等を、定期的又は随時（休業時、退職時等）に保護管理者へ報告するものとする。
- 6 保護管理者は、総括保護管理者の指示に従い、個人情報を保存する外部電磁的記録媒体の使用状況について、定期的に総括保護管理者へ報告するものとする。
- 7 職員は、個人情報を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、ストラップを取り付ける等その亡失を防ぐために努めるものとする。
- 8 職員は、貸与された外部電磁的記録媒体を使用しなくなったときは、保存されている情報を削除した上で、速やかに保護管理者又は保護副管理者に返却するものとする。

(外部への持出し等の制限)

第 35 条 職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合であつて、事前に様式 1 を用いて保護管理者又は保護副管理者の許可を受けたときはこの限りでない。

- (1) 個人情報の外部への送信
- (2) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (3) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

2 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、個人情報の複製を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い、当該行為を行うものとする。

(誤りの訂正等)

第 36 条 職員は、個人情報の内容（事実であるものに限る。）に誤り等を発見した場合には、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正（追加又は削除を含む。）を行うものとする。

(媒体の管理等)

第 37 条 職員は、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(廃棄等)

第 38 条 職員は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者、保護副管理者又は保護担当者の指示に従い、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(廃棄等の業務の委託等)

第 39 条 職員は前条の規定における廃棄等を外部に委託する場合は、委託事業者との間に機密保持契約を締結するとともに、データ消去の証明書を取得する等、漏洩防止に必要な措置を講じるものとする。

(情報システムにおける安全の確保等)

第 40 条 情報システムにおける個人情報の安全の確保等については、この規程で定めるもののほか、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティ基本方針及び地方独立行政法人岡山市立総合医療センター情報セキュリティ対策基準の定めるところによる。

(アクセス制御)

第 41 条 保護管理者は、情報システムにより取り扱う個人情報（以下次条から第 45 条まで）については、パスワード、ＩＣカード及び生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じるものとする。

2 保護管理者は、前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じるものとする。

(アクセス記録)

第 42 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報へのアクセス状況を記録（以下「アクセス記録」という。）し、一定の期間保存するとともに定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講じるものとする。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じるものとする。

(アクセス状況の監視)

第 43 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報への不適切なアクセスの監視のために定期的にログイン情報を調査するなどの必要な措置を講じるものとする。

(管理者権限の設定)

第 44 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 45 条 保護管理者は、個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 46 条 保護管理者は、不正プログラムによる個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講じるものとする。

(情報システムにおける個人情報の処理)

第 47 条 職員は、個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去しなければならない。保護管理者は、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第 48 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講じるものとする。職員は、これを踏まえ、その処理する個人情報について、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(外部電磁的記録媒体の接続制限)

第 49 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、外部電磁的記録媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新対応を含む。）等の必要な措置を講じるものとする。

(情報システム端末等の限定)

第 50 条 保護管理者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う情報システム端末等を限定するものとする。

(情報システム端末等の盗難防止等)

第 51 条 保護管理者は、外部電磁的記録媒体及び情報システム端末等（以下「端末等」という。）の盗難又は紛失の防止のため、情報システム端末等の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要と認めるときを除き、端末等を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第 52 条 職員は、情報システム端末等の使用に当たっては、個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講じるものとする。

(入力情報の照合等)

第 53 条 職員は、個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報の内容の確認、既存の個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第 54 条 情報システムの管理者は、個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管を行うものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第 55 条 保護管理者は、個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じるものとする。

(入退管理)

第 56 条 保護管理者は、個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する部屋その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者について識別できるようにすること、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じるものとする。また、個人情報を記録する媒体を保管するための施設（以下「保管施設」という。）を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じるものとする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口を特定して入退の管理を容易にすることや所在表示の制限等の措置を講じるものとする。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じるものとする。

(情報システム等の管理)

第 57 条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じるものとする。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講じるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じるものとする。

(業務の委託等)

第 58 条 職員は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定してはならない。

- 2 職員は、前項の場合においては、契約書に、次に掲げる事項並びに規程及びその他の当法人における個人情報の取扱いに関する取り決めを遵守する旨を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、職員は委託する個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年 1 回以上の定期的検査等により確認するものとする。

- 3 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、職員は委託先に第 2 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 4 職員は、個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

- 5 保護管理者及び保護担当者は、前 5 項に規定する事項について、職員に必要な指示及び助言を行うものとする。

(安全確保上の問題への対応)

第 59 条 個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 前項の報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

- 3 第 1 項の報告を受けた保護管理者は、直ちに総括保護管理者に報告し、その後事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第追加して様式 2 により報告するものとする。

- 4 総括保護管理者は、前項の報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、総務省及び岡山市に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 60 条 職員は、第 60 条から第 74 条までの規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下第 60 条から第 74 条までにおいて同じ。）を作成することができる。

- 2 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合（第 60 条から第 74 条の規定に従う場合を含む。）
 - (2) 個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。
- 3 職員は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（ただし、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿等への記載)

第 61 条 保護管理者は、各病院等が保有している個人情報ファイルが法第 60 条第 3 項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿等に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第 30 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 10 号」とあるのは、「第 10 号並びに第 61 条各号」とする。

- (1) 第 63 条第 1 項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨
- (2) 第 63 条第 1 項の提案を受ける各病院等の名称及び所在地

(提案の募集)

第 62 条 保護管理者は、規則第 53 条で定めるところにより、定期的に、各病院等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿等に前条第 1 号に掲げる事項の記載があるものに限る。第 60 条から第 74 条までにおいて同じ。）について、次条第 1 項の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第 63 条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該行政機関等匿名加工情報を保有する各病院等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。

- 2 前項の提案は、次に掲げる事項を記載した様式 3 を当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等に提出してしなければならない。代理人によって提案をする場合にあっては、様式 4 に当該代理人の権限を証する書面を添え行うものとする。
 - (1) 提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 提案に係る個人情報ファイルの名称
 - (3) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数
 - (4) 前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第 67 条第 1 項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項

- (5) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容
 - (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間
 - (7) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則第 54 条第 3 項で定める事項
- 3 前項の様式 4 には、次に掲げる書面その他規則第 54 条第 4 項で定める書類を添付しなければならない。
- (1) 第 1 項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式 5（第 69 条第 2 項で準用する場合を含む。））
 - (2) 前項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
- 4 前項の規定は、代理人によって第 1 項の提案をする場合に準用する。この場合において、規則第 54 条第 4 項第 1 号から第 3 号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
- 5 保護管理者は、第 2 項の規定により提出された書面又は第 3 項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第 1 項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

（欠格事由）

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の提案をすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により前条第 1 項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として規則第 55 条で定めるもの
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- (5) 第 71 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- (6) 法人その他の団体であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

（提案の審査等）

第 65 条 保護管理者は、第 63 条第 1 項の提案があつたときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを担当の職員に審査させるものとする。

- (1) 第 63 条第 1 項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 第 63 条第 2 項第 3 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則第 56 条で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 第 63 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項により特定される加工の方法が第 67 条第 1 項の基準に適合するものであること。
- (4) 第 63 条第 2 項第 5 号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 第 63 条第 2 項第 6 号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて規則第 57 条で定める期間を超えないものであること。

(6) 第 63 条第 2 項第 5 号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第 7 号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則第 58 条で定める基準に適合するものであること。

2 保護管理者は、前項の規定により審査した結果、第 63 条第 1 項の提案が前項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、様式 6（第 69 条第 2 項で準用する場合を含む。）により作成した第 66 条の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類及び当該契約の締結に関する書類を添えて様式 7 の通知書により当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 次条の規定により当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

(2) 前号に掲げるもののほか、規則第 59 条第 2 項で定める事項

3 保護管理者は、第 1 項の規定により審査した結果、第 63 条第 1 項の提案が第 1 項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、様式 8 により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）

第 66 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、第 65 条第 2 項の書類を提出することにより、当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（行政機関等匿名加工情報の作成等）

第 67 条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、担当する職員に特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる個人情報データを復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に従い、当該個人情報を加工させるものとする。

2 前項の規定は、当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿等への記載）

第 68 条 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿等に次に掲げる事項を記載するものとする。この場合における当該個人情報ファイルについての第 61 条の規定により読み替えて適用する第 30 条第 1 項の規定の適用については、同項中「並びに第 61 条各号」とあるのは、「、第 61 条各号並びに第 68 条各号」とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として規則第 63 条で定める事項

(2) 次条第 1 項の提案を受ける組織の名称及び所在地

(3) 次条第 1 項の提案をすることができる期間

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第 69 条 前条の規定により個人情報ファイル簿等に同条第 1 号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第 66

条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第 63 条第 2 項及び第 3 項並びに第 64 条から第 66 条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第 63 条第 2 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 8 号までに」と、「様式 3」とあるのは「様式 9」と、同項第 4 号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第 67 条第 1 項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第 8 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から前号まで」と、第 65 条第 1 項中「次に」とあるのは「第 1 号及び第 4 号から第 7 号までに」と、同項第 7 号中「前各号」とあるのは「第 1 号及び前 3 号」と、同条第 2 項中「前項各号」とあるのは「前項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、「様式 7」とあるのは「様式 10」と、同条第 3 項中「第 1 項各号」とあるのは「第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで」と、「様式 8」とあるのは「様式 11」と、読み替えるものとする。

(手数料)

第 70 条 第 66 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等と締結する者は、条例第 8 条第 1 項に定める額の手数料を納めなければならない。

- 2 前条第 2 項において準用する第 66 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等と締結する者は、条例第 8 条第 2 項に定める額の手数料を納めなければならない。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第 71 条 当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等は、第 66 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。
- (2) 第 64 条各号（第 69 条第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(識別行為の禁止等)

第 72 条 職員は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 保護管理者は、行政機関等匿名加工情報、第 50 条第 3 項に規定する削除情報及び第 67 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして規則第 65 条で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 職員は、前 2 項の規定において、当法人から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(職員の義務)

第 73 条 行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は当法人において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第 74 条 保護管理者は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、規則第 66 条で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。
- 2 職員は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 3 保護管理者は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして規則第 67 条で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
 - 4 職員は、前 2 項の規定において、当該行政機関等匿名加工情報を有する各病院等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用させるものとする。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第 75 条 保護管理者は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第 63 条第 1 項若しくは第 69 条第 1 項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、各病院等が保有する個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

(監査)

第 76 条 監査責任者は、個人情報の適切な管理を検証するため、第 3 条から前条までに規定する措置の状況を含む当法人における個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第 77 条 保護管理者は各病院等における個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第 78 条 保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じるものとする。

(行政機関との連携)

第 79 条 当法人は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定) 5 を踏まえ、総務省及び岡山市と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行う。

(苦情処理)

第 80 条 保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 保護管理者は、各病院等において個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付ける窓口を設けるものとする。

3 各病院等における苦情・相談を受け付ける窓口は個人情報保護担当部署に置くものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。